

別紙3

体内固定用コンプレッションヒッププレート審査ガイドラインに関するQ&A

Q1 体内固定用コンプレッションヒッププレート審査ガイドライン（以下「審査ガイドライン」という。）について

審査ガイドラインに従った機器評価についての基本的な考え方を教えて欲しい。

A1 審査ガイドラインは、原則的に承認基準なし臨床なしの区分に相当する体内固定用コンプレッションヒッププレートの承認審査及び承認申請に必要な機械的安全性評価の基本的な考え方を示している。

審査ガイドラインに従った機器評価の対象は、体内固定用コンプレッションヒッププレートの使用状況にあわせたシステムを単位としている。

審査ガイドラインの適用範囲は、原則として機械的安全性について既承認品との同等性を示す方法として技術ガイドラインの4項によって同じ試験により同等の安全性を評価できるものである。

構造・原理、原材料、品目仕様、使用方法・製造方法のいずれかに新規性を有する場合、技術評価ガイドライン4項の試験が適用できない場合又は技術評価ガイドライン4項の試験では臨床現場での使用実態を反映できないと考えられる場合は、別途試験データ等を付加する事が必要となる。

Q2 平成20年10月8日付け薬食機発第1008001号通知医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「整形インプラント製品の承認申請に添付すべき臨床試験の試験成績に関する資料の取扱いについて」に基づいた単品機器の評価の扱いについて教えて欲しい。

A2 当該通知に示されている単品機器の規格試験等は、技術評価ガイドライン4.3項の機械的安全性試験の補完資料として用いることができる。

Q3 比較データについて

品目仕様で比較する類似医療機器のデータは外国で実施されたデータでも良いか。

A3 申請機器の安全性の比較は、科学的根拠をもって説明することが必要である。

既に外国で製造販売されている医療機器を申請する場合は、比較対象とする類似医療機器が国内で未承認であっても外国で実施された類似医療機器の機械強度データ等を使用することが可能である。その場合は、利用する外国データと本邦既承認品について同等性を示し、申請機器の評価に対して外国データを用いる妥当性を示すこと。

また、旧法において承認を受け製造（輸入）された医療機器であって、品目仕様を担保するための資料添付がないものについても、比較対象とすることができる。その場合は、当該医療機器の承認申請に用いた資料を提出するものとする。

**Q4 試験検体の選択について**

システムの構成品が多くある場合、システムの評価の試験検体の選定はどのように行うべきか。また、試験検体数の設定はどのように行うべきか。

A4 評価に用いる試験構成品は、主要構成品、サイズ、原材料特性を考慮してワーストケースとなるものを選定し、承認申請資料で選定理由を説明すること。検体数は、試験結果の再現性等を考慮した上で設定し、設定理由を承認申請資料で説明すること。

**Q5 附属品の評価について**

附属品の評価は、「寸法及び原材料等により評価する。」とあるが、基本的な考え方を教えて欲しい。

A5 項目 2.3 の附属品の評価に関しては、寸法及び原材料による評価のほか、当該附属品の機能を満足させる妥当性を有する項目による評価が必要となる。

**Q6 コンプレッション機構評価について**

コンプレッション機構評価は、「製品が有するコンプレッション機構における機械的安全性を担保する必要がある場合には、試験を追加して、その結果の妥当性を評価する。」とあるが、具体的にどのような場合に評価することが必要なのか教えて欲しい。

A6 項目 4.3.5 のコンプレッション機構の評価に関しては、新規性を有するコンプレッション機構においては、当該コンプレッション機構において要求される機械的安全性を評価することが必要となる。一方、申請品と類似医療機器が、構造・原理、原材料、使用方法において同等性を有する場合、当該コンプレッション機構の評価を省略することができる。